

耕地

法定外公共物(農道・里道・水路など)の維持管理について

☎ 耕地課 管理係 ☎476-1111 (551)

■法定外公共物とは

道路や河川など「公共物」のうち、道路法や河川法など法律に定めがあるものを「法定公共物」、**法律に定めがないものを「法定外公共物」と**いいます。

法定外公共物の多くは、昔からあるあぜ道や水路などで、以前は国有財産でしたが、法改正により市町村に譲与されました。



町が所有する法定外公共物は、「認定外道路」と「水路」に分類されます。

1. 認定外道路

国道、県道、町道などの認定を受けていない道路(道路法の適用を受けない道路)。いわゆる農道、集落道、里道と呼ばれるものです。

2. 水路

下水道法の適用、河川法の適用又は準用を受けない排水路などです。

■法定外公共物の維持管理について

法定外公共物は地域に密着した道路・水路であるため、草刈、清掃など通常の維持管理は、普段利用されている地域の方々(受益者)にお願いしております。

ただし、舗装のやり直しや側溝の修理を必要とするような場合には、役場耕地課へご連絡ください。

住民環境

いいみらい 11月30日は「年金の日」です!!

☎ 住民環境課 年金係 ☎476-1111 (126)

厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、次のようなさまざまな機能がご利用いただけます。

「ねんきんネット」のさまざまな機能

- ・ 将来の年金見込額の試算
- ・ 電子版「ねんきん定期便」の閲覧
- ・ 受給に関する各種通知書の確認 など

ご利用方法には2つの方法があります。

- ・ マイナポータルからログイン
 - ・ 日本年金機構ホームページからログイン
- 詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



○日本年金機構ホームページ(ねんきんネット) https://www.nenkin.go.jp/n_net/

企画調整

「すみっこぐらし」と大隅半島が協力してPRしていきます

☎ 企画調整課 広報観光係 ☎476-1111 (226)

人気キャラクター「すみっこぐらし」(サンエックス株式会社)の10周年を記念したプロジェクトの一環として実施している「すみっこまちコラボ」において、大隅半島が「すみっこまち」に認定され、「しろくま」が大隅半島のすみっこまちPR大使に就任しました。

オリジナルガイドブックやポスターを作成し、一緒に大隅半島をPRしていきます。

【お問い合わせ先】 株式会社おおすみ観光未来会議 ☎0994-35-1266

